

1 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業「業務改善助成金」のご案内

～最低賃金改定前に早めの申請を～

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を30円以上または40円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部（7/10）を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	
40円以上	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

2 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」のご案内

～すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します～

【支給額】

対象労働者数	すべての有期契約労働者を対象とした賃金規定等改定	一部の有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定
1人～3人	95,000円	47,500円
4人～6人	190,000円	95,000円
7人～10人	285,000円	142,500円
11人～100人	313,500円～2,850,000円 (28,500円×人数)	156,750円～1,425,000円 (14,250円×人数)

その他各種助成金もあります。
助成金を受給できない場合もありますので、
詳しくは商工会にお尋ね下さい。

また「八女市商工会ホームページ」にも掲載しております。

労務士による
専門相談も行っています。
助成金、労働関係問題など
ご不明な点などございましたら
ご相談下さい。
一つ一つ私たちと
問題解決していきましょう!!

八女市商工会

検索

<http://www.yameshi-shokokai.jp/>

サイト内

【労務支援】 → 【労務支援関連のリンク】 →
【働き方改革関連助成金（業務改善助成金他）】



労働保険事務組合八女市商工会

☎ (0943) 42-0153